

無政府主義図書館 (Japanese)

朝鮮併呑論を評す

幸徳秋水

幸徳秋水
朝鮮併呑論を評す
1904年

<https://www.ne.jp/asahi/anarchy/anarchy/data/koutoku02.html#06> (2024年3月15日検索)

ja.theanarchistlibrary.org

1904年

吾人は近刊の新聞雑誌に於て朝鮮に関する有力なる二論文を見たり、即ち左の如し、

「韓国経営の実行」「韓国経営と実力」(国民新聞社説、七月八日、十二日)

「朝鮮民族の運命を觀じて日韓合同説を奨説す」(新人第七号社説)

「国民」の徳富氏が如何に今の政府及び軍人に親しきかを知り、「新人」の海老名氏が如何に今の青年の一部に持て居るかを知る者は、吾人が此二論文を批評するを見て、決して無用の業と為さざるべし。

国民子先づ「韓国経営の実行」に於て曰く

日露開戦以来既に五個月を經過し、日韓議定書調印後既に四個月を經過す、然りと雖も、此間に於ける韓国経営は…
實質的に殆ど一の見るべきものあるなく、日韓議定書の精神の如き、未だ一として具体的に実現せられたるものなし。

御料荒蕪地開墾の要求の如き…韓廷内には異論沸騰して容易に之を承諾するの気色なし、…其理由は必ずしも一ならざるべしと雖も、我国の意志未だ充分に徹底せざることは大なる原因の一ならずんば非ず。

故に今日の急務は、我實力を以て韓廷に莅み、以て我意志を徹底せしめ、簡明直截に我が為さんと欲する所を為し我が行はんと欲する所を行なうに在り。

夫れ韓国に対するの途豈他あらんや、唯韓国が一に我国の保護の下にあることを知らしめ、實力を以て之を指導誘掖し、我に対して被保護者の實を挙げしむるのみ。

嗚呼「日韓議定書の精神」とは何ぞや、「我国の意志」とは何ぞや、「我實力」とは何ぞや、吾人は未だここに其明答を得ず、然れども国民子は其最後に於て、韓国を「我国の保護の下に」置くべきを言えり、而して国民子更に其「韓国経営と実力」の冒頭に於て曰く、

吾人は韓国の領土保全の為に兩回の戦争に従事したり、而して其一回は今尚戦争中也。

嗚呼「韓国の領土保全」乎、「独立扶植」の警語は何時の間にやら消え失せたるこそ笑止なれ、既に保護国と言うからは独立の二字は余り声高に語り得ざる筈也、清盛の甲は彌々多く法衣の裾より現れたり、而も其「領土保全」を説明するや亦更に甚だしきものあり、曰く、

吾人は韓人の好意に依頼しは彼国の領土を保全する能わず
(評に曰く、措辞巧妙を極む)。

然らば即ち韓国の領土を保全するには唯だ我が実力を以て
するあるのみ、実力の二字を今一層手緊しく言えば兵力の
み。

故に吾人は、韓国の要所に兵營を建築し我が軍隊をして、恒
久に駐屯・・・せしめんことを望む。

されど韓国の領土は単に韓人の為のみに保全するにあらず、
又我国の為に保全する也、即ち韓人の欲するにせよ、欲せ
ざるにせよ、韓国の領土は是非其他国の侵略より保全せざ
る可らず。

故に吾人は韓国経営の第一着手として先づ軍事的経営を勧
告す。

清盛は既に自ら其法衣を脱ぎ棄てたり、実力とは、即ち兵力の事也、
領土保全とは明かに領土併呑の事也、此に至っては独立も保護もあつ
たものに非ず、世の義戦を説く者、世の「韓国独立扶植」を説く者、之
を読て果して何の感あるか。

次に吾人をして新人氏に聞かしめよ、新人子は「日清戦争の当時、
日本軍が朝鮮独立の為に出征したるを喜び、日本帝国を東奔西馳して
愛隣の大義を完うせんことを論じた」る人なり、而して「近頃宇内の
大勢と東洋の形勢に深く感激する所あり、韓国民族に一片の忠言を呈」
して曰く、

韓国は大陸に圧せられざれば、大海に制せられて、遂に自
主独立の權威を発揚すること能わざりき、其間中立を維持
せんとするが如きは有名無実のみ、実なきの名は君子の耻
づる所なり。事大主義は外に二帝国を有するときは勢い国
家を二分せざるを得ざるなり。

因て今や世界の大勢に鑑み、鄰邦の盛衰を思い民族本来の
特質を考え、・・・露に合同するか、日に合同するか、其一を
撰ぶに在り。

世に属国ほど憐むべきものはあらざるなり、属国たらんよ
りは寧ろ滅亡するに若かず、又保護国となるも決して名譽
にはあらざるなり、保護国とは体裁好き属国に外ならず。

韓国は日露孰れに合同すべきか・・・韓人の合同すべき民族
が日本たることは火を見るよりも明なり。

嗚呼狼は法衣を着すましたり、保護国は不可也、属国は不可也、而も只「合同」と称すれば甚だ可也、合同乎、合併乎、併呑乎、「実なきの名は君子の耻づる所なり」とせば、吾人は韓人が、無実の合同を為さんより「寧ろ滅亡するに如かず」と言わんことを恐る、此点に於て吾人は寧ろ国民子の露骨を愛す、新人子更に曰く、

スラブ民族が如何に異民族に悪感を懐き居るかは、彼れがユダヤ民族に対することにて明白なり、・・・韓人が露人と合同せんとするは・・・合同にあらずして併呑なり、韓人は到底使役せらるのみ。

吾人の見る所を以てすれば、日本民族が如何に異民族に悪感を懐き居るかは、彼れが謂ゆる新平民に対することにてても明白也、日本人が如何に韓人を軽蔑し虐待せるかは、心ある者の常に憤慨せる所に非ずや、韓人が日本人と合同せんとする事あらば、そは合同に非ずして併呑也、韓人は到底使役せられんのみ、新人子最後に曰く、

日本民族より見れば、韓民族と合同することは或いは其光榮とする所にあらざるべし、故に日本人の未だ発せざるに先ち、東洋平和の大義に基き此合同を日本人に迫らば日本人も之を辞するの言葉なからん。

嗚呼何ぞ其言の幽婉なるや、吾人は新人子を以て直ちに法衣を着たる狼なりと為す者に非ず、然れども此時此文を以て国民子の言に比すれば、吾人は実に此感なきを得ざる也。

見よ、領土保全と称するも、合同と称するも、其結果は只ヨリ大なる日本帝国を作るに過ぎざることを、又見よ、今の合同を説く者も、領土保全を説く者も、同じく曾て韓国の独立扶植を説きたる者なることを、然らば則ち将来の事亦知るべきに非ずや、要は只其時の都合次第に在り。

斯くて吾人は此の有力なる二論文が、或は騙し、百方苦心、韓国滅亡の為に働きつつあるを見たり、而して吾人は又日本の浮浪の輩が斯の如き論議を背後に負いて、或は長森案を韓廷に提出し、或は塩専売権、或は煙草専売権、或は仁川埋立工事、或は水田買収計画等に奔走し居るを見たり、日本が文明の為に戦いて東洋諸国を指導すと謂うもの其の公明正大なること一に何ぞ此に至るや。

(平民新聞第三十六号)